

令和6年度第2回赤穂市子ども・子育て会議 会議録

【日 時】令和6年9月2日（月）午後2時00分～午後3時40分

【場 所】市役所6階大会議室

【出席委員】10名

半田結委員〔兵庫大学教育学部教育学科教授〕、金谷公子委員〔姫路日ノ本短期大学非常勤講師〕、睦谷美恵子委員〔赤穂市主任児童委員代表〕、池田達哉委員〔赤穂西小学校長〕、亀井祐子委員〔有年幼稚園長〕佐藤智子委員〔学校法人兵庫カトリック学園赤穂あけぼの幼稚園園長〕松本智子委員〔尾崎保育所長〕、中川多栄子委員、〔社会福祉法人赤穂あおぞら会あおぞら保育園副園長〕、大河敦子委員〔御崎保育所保護者会〕、岩本知佳委員〔赤穂市PTA連合会母親部会〕

【欠席委員】4名

岩崎由美子委員〔赤穂市地域活動連絡協議会会長〕、菊原美緒委員〔公募市民〕、森谷充孝委員〔公募市民〕井上昭彦委員〔連合兵庫西部地域協議会〕

【事務局】

健康福祉部	松下直樹健康福祉部長 前田光俊子育て支援課長 日笠二三枝保健センター所長 田淵貴博子育て支援課子育て支援係長
教育委員会	高見博之教育次長（管理） 山内陽子こども育成課長 中塚真由美幼児教育指導担当課長 松本久典生涯学習課長 杉山建一学校教育課長 田中宏樹こども育成課こども育成係長
オブザーバー	N e x t - i 株式会社

【次 第】

1. 開会

2. 報告事項

（1）こども・若者に関する調査並びに子どもの生活実態に係る
社会資源調査の結果について

【資料1－1】

【資料1－2】

3. 協議事項

（1）赤穂市こども計画骨子（案）について

【資料2－1】

【資料2－2】

4. その他

5. 閉会

1. 開会

～事務局～

定刻となりましたので、ただ今より令和6年度第2回赤穂市子ども・子育て会議を開催いたします。本日は、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

まず始めに、本日の資料の確認をさせていただきます。皆さまにすでに送付いたしております、会議次第、資料1-1、赤穂市調査結果報告書、資料1-2、赤穂市子どもの生活実態に係る社会資源調査、資料2-1、赤穂市こども計画の法的根拠と施策方針、資料2-2、赤穂市こども計画全体構成と書かれた資料、以上5点となりますが、お揃いでしょうか。もしこれらの資料で不足等がございましたら事務局までお知らせいただきたいと思います。

本日の会議につきましては岩崎委員、菊原委員、井上委員、森谷委員が欠席されておまして、委員14名中、10名の皆さまにご出席いただいております。従いまして、赤穂市子ども・子育て会議条例第6条第2項の定足数を満たしていることを報告いたします。

それでは、ここから先の進行につきましては、半田会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。

～会長～

改めまして、お忙しいなか皆さまお集まりいただきましてありがとうございます。

始めに、会議の公開、傍聴につきましては、議題には不開示情報が含まれておりませんので、本日の会議は公開とさせていただきます。本日は、傍聴希望の方が1名いらっしゃいますので、入室いただきたいと思います。

(傍聴者入場)

2. 報告事項

(1) こども・若者に関する調査並びに子どもの生活実態に係る社会資源調査の結果について

～会長～

それでは、次第に従いまして進めて参りたいと思います。まず、報告事項としまして、こども・若者に関する調査並びに子どもの生活実態に係る社会資源調査の結果について、事務局より説明をお願いいたします。

～事務局～

それではご説明いたします。はじめに前回の会議で、こども・若者に関する調査と、子どもの生活実態に係る社会資源調査の2つの調査の実施について協議をさせていただきましたが、そのうち、子どもの生活実態に係る社会資源調査については、困窮世帯だけでなく、ヤングケアラーについての把握もすべきではないかというご意見がありまして、調査内容について、会長ご了解のもと、調査票の修正をさせていただきました。その内容について、先にご報告させていただきたいと思います。

資料1-2をお願いします。変更箇所ということで、1つ目が、問2の「困窮家庭には、具体的にどのような状況にありますか。」という質問に対しまして、選択肢の7番目ですが、「日常的に家事や家族の世話等を行っている(ヤングケアラー)」の状況である家庭が、この把握している困窮世

帯の中にあるかどうかというのを伺った項目をつけております。次に3ページをお願いします。3ページ、問7の「ヤングケアラーと思われる子どもに接したことがありますか。」それと、問8の「ヤングケアラーと思われる子どもだと気づいたきっかけを教えてください。」それと、問9の「ヤングケアラーはどのような状況ですか。」という質問の3問を追加しております。また、4ページをお願いします。問10、問11、問12については、困窮家庭の子どもや保護者だけではなく、ヤングケアラーも含めた支援について、という内容といたしました。結果として、困窮世帯とヤングケアラー両方の現状についての調査ということで修正を行いまして、調査を実施いたしました。続きまして、調査結果については、N e x t - i 株式会社から説明します。

～オブザーバー～

私からこども・若者に関する調査と、子どもの生活実態に係る社会資源調査についてご報告いたします。まず、こども・若者に関する調査の方から概要を簡単に述べさせていただきます。これは、市内に住所を有する15歳以上39歳未満の方の中から、無作為抽出で1,000人の方に送らせていただきました。回答方法はQRコードからWebにアクセスしていただき、回答していただく方法をご用意し、6月21日から7月12日に行いました。回収数としては、219件で、回収率は21.9%となっております。一方、社会資源調査の方については、こどもに日々接する機会の多い学校や事業所に配布いたしました。郵送により配布し一部メールにて回答いただきました。71件配布して回収数は69件で、回収率は97.2%でした。では、概要につきまして、こども・若者調査の方から触れさせていただきます。3ページをご覧ください。3ページから4ページについては、こういった方が回答していただいたかというグラフが並んでおります。まず、年齢で一番多かったのは、30から34歳の方、次いで35歳以上の方が23.3%で多くなっております。また、生計を支えている人について、尋ねたところ、「父親」が32%で最も高く、それに次いで「回答者本人」の方が27.9%、また、「配偶者」が27.9%というふうになっております。

4ページをご覧ください。「現在の仕事」について雇用形態をお尋ねしたところ、「正規の社員・職員・従業員」であるという回答者が47%で、約半数に達しておりました。

5ページをご覧ください。「普段の生活の満足度」についてお尋ねしております。これを見ますと、3番の「家庭での決まりごと」や「家事の分担、手伝いのこと」というものは高くなっているんですが、対照的に「経済的なこと（おこづかい）」というものが、42%で最も低くなっております。また、「どちらかといえば満足」が37.9%で、およそ7割強の方が満足となっているんですが、他に比べると満足度は低くなっております。

6ページをご覧ください。6ページ以降は「居場所」についてお尋ねしております。「孤独であると感じることがありますか。」とお尋ねしたところ、「ない」という回答が37%、「ほとんどない」という方が28.3%で、およそ6割の方が、孤独と感じることはないというふうに答えているのですが、「たまにある」が21.5%、「時々ある」という方が8.7%で、およそ3割の方が孤独を感じるというふうに回答しています。また、「居場所」とはどんなところだと思いますか」と尋ねたところ、最も大きく差が開いてトップだったのが、「落ち着いてくつろげる場所」を挙げる方が最も多く、8割弱の79.5%となっております。また、具体的に、その居場所というのをお尋ねしたところ、7ページをご覧くださいなのですが、「家族が集まる場所（親せきの家・リビングなど）」が67.1%で最も多く、次いで「自分の部屋」が65.8%の僅差で多くなっており、この2つが

回答者にとっての居場所で、まず先にイメージとして挙がる場所として挙げられています。

8ページをご覧ください。8ページ以降は、「家族、友人等のかかわりについて」お尋ねしております。「会話やメール等をよくする」、「何でも悩みを相談できる」、「楽しく話せる時がある」、「困ったときは助けてくれる」、「他の人には言えない本音を話せる」、「強いつながりを感じている」という項目で、家族、友人、地域、ネット、職場、それぞれの場所でお尋ねしております。これで見ますと、家族や友人・知人に関しては「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」ということを挙げている方が多くなっております。会話もするし、悩み事もある程度相談できる。悩み事もある程度相談できるし、楽しく話すことができるというのは、特に割合としては高くなっております。これは、家族、友人・知人については言えますが、10ページの「地域の人とのかかわり」に関しては、まずどの項目についても一概に低くなっております。では、「インターネット」ではどうなるか。

「何でも悩みを相談できる」、「困ったときは助けてくれる」、「他の人には言えない本音を話せる」等の「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」という割合は低く、項目の中で最も高い、「楽しく話せる時がある」で「そう思う」と答えた人は16%、「どちらかといえばそう思う」という方が14.6%で、3割の方にとどまっております。

12ページをご覧ください。「職場」ではどうなるかというのを見たところ、職場では「楽しく話せる時がある」や「困ったときは助けてくれる」というふうに答えた方が3割、4割に達しており、非常に高い割合になっておりますが、「何でも悩みを相談できる」とか、「他の人には言えない本音を話せる」といった部分では、職場では比較的低くなっている状況です。

13ページをご覧ください。「社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験」を尋ねております。ここで見ますと、「あった（ある）」という方が42.9%、「なかった（ない）」という方が44.3%で、ほぼ拮抗している状況です。では、あったという方に、その原因を尋ねたところ、「就職や職場のこと」が42.6%で、次いで経済的な「家計のこと」がこれに続いており、これらが、円滑に送ることができなかった経験として挙げられております。

14ページをご覧ください。「悩みや困りごとがあったときに相談に乗ってくれる人がいるか。」について尋ねております。これを見ますと、「家族に相談できる人がいる」という方が74%で最も高く、「友人に相談できる人がいる」という方が55.7%となっております。また、4番目として「職場に相談できる人がいる」というものもありますが、これは17.4%にとどまっております。

15ページをご覧ください。回答された方の「今後の将来」についてお尋ねしております。この中で当てはまるものをそれぞれの項目で聞いておりますが、「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」の割合が高かったのは、11番目の「自分の親（保護者）から愛されていると思う」という項目になっております。これに続いて若干「あてはまる」が落ちますが、「自分には自分らしさというものがあると思う」が続いております。

16ページをご覧ください。「自分の将来について明るい希望を持っているか。」どうかをお尋ねしたのが問31のグラフになります。「希望がある」、「どちらかといえば、希望がある」と答えた方が合わせて62.1%おられましたが、逆に「どちらかといえば、希望がない」、「希望がない」というネガティブな回答された方がそれぞれ20.1%、7.3%おられました。続いて下側のグラフですけれども、結婚している以外を選んだ人に、「今後、結婚したいと思いませんか。」というふうにお尋ねしたところ、「結婚したい」という割合が最も多く42.6%でした。続いて「どちらかといえば結婚したい」という方が21.7%で、合わせて6割以上の方が結婚したいと答えています。

17ページをご覧ください。逆に「結婚したくない理由」についてグラフ化しております。ここで見ますと、結婚したくない理由として、「結婚していない方が自由で気楽」が76%と、自分自身の自由を選択されている方が結婚しない選択をしていることがわかると思います。

18ページをご覧ください。これ以降は今回のアンケートの「こども・若者の意見反映について」お尋ねしております。18ページの下側の問42のグラフをご覧ください。「あなたは、赤穂市に自分の意見を伝えたいと思いますか。」というふうにお尋ねしたところ、「伝えたいと思う」、「どちらかといえば、伝えたいと思う」という方が合わせて5割弱おられ、何らかの形で赤穂市にいろいろな意見を伝えたいというこどもや若者がおられる。それが半数に上っているということがわかります。

19ページをご覧ください。問42で「伝えたいと思う」、「どちらかといえば、伝えたいと思う」という回答した方の中で、「どのような方法で自分の意見を伝えたいか」をお尋ねしております。これで見ますと、「市が実施するインターネットのアンケートに答える」、まさにこのこども・若者調査なんですけれども、「市が実施するインターネットのアンケートに答える」という方が56%おられました。このほか、「SNS（LINE、X、インスタグラムなど）で伝える」という方がやや落ちて39.4%となっております。従来型の「ホームページのお問い合わせフォームを用いて伝える」という方が3番目で、3割強になっております。このほか、例外的な、数は少なかったんですけども、特徴的だったのが、「市長との対話」とか、「匿名で伝えることができる方法であれば良い」というような回答をされている方もおられました。

20ページをご覧ください。「赤穂市がこどもや若者が希望を持って暮らしていくことができるまちだと思いますか」、とお尋ねしたところ、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」という方が合わせて48.4%、「どちらかと言えばそう思わない」、「そう思わない」という方が51.6%で、やや「そう思わない」という方が多いですけれども、これは誤差の範囲かなと思います。

21ページをご覧ください。「こども・若者への支援について、赤穂市にどのようなことに取り組んでほしいか」をお尋ねしております。最も多かった回答が、「こども・若者が参加しやすいイベントなどの情報を提供する」が34.2%、ついで「生活が苦しいこどもや家庭を支援する」という経済的な支援をあげられた方が33.3%で多くなっております。具体的には、回答数は少なくなっていますが、「住宅購入支援の充実」、「進学希望者への交付費補助」、「児童施設の補修と設備改善」などが具体的に挙げられていました。

22ページをご覧ください。今回、新しく付け加えました、「ヤングケアラーについて」お尋ねしております。ヤングケアラーという言葉について知っているという回答した人は、「内容を詳しく知っている」という方が20.5%、「ある程度知っている」という方が47%で、7割弱の方がヤングケアラーという言葉を知っていると答えています。では、「あなた自身は「ヤングケアラー」にあてはまるか」とお尋ねしたところ、「あてはまらないと思う」方が最も多く、8割強の方があてはまらないと考えているようです。そこで、あてはまるという方に、「家事や家族等のお世話を負担に感じるか。」についてお尋ねしたところ、回答数は7人と少ないですが、「感じる」、「どちらかといえば感じる」という方が7割ほどおられまして、負担を感じておられるようです。

続いて「社会資源調査」についてです。25ページをお願いします。「経済的に困窮していると思われる家庭（困窮家庭）の子どもや保護者に接することがあるか。」については、「ある」という回答が43.9%、56.1%が「ない」ということで、若干「ない」のほうが多くなっております。

26ページをご覧ください。その「具体的な状況」について尋ねると、最も多かったのが「ひと

り親家庭である」、次いで「子どもの学習面・発達面に課題がある」という場合が5割強、3番目として「保護者が就労していない」と「身近に相談できる人が少ない」が5割弱となっております。

27ページをご覧ください。「困窮家庭の子どもや保護者に対し、どのような支援が必要だと思いますか。」とお尋ねしたところ、最も多かったのは「保護者への相談支援（生活相談、カウンセリングなど）」が68.4%で最も多く、これからやや落ちて「食料支援（フードバンクなど）」、「こども食堂をはじめとした子どもの居場所づくり」、「健全な食習慣や生活習慣を形成するための支援」などが挙げられております。

28ページをご覧ください。問9「ヤングケアラーには、具体的にどのような状況がありますか。」とお尋ねしたところ、ヤングケアラーの特徴としまして、「欠席、遅刻、早退が多い」という回答が84.6%、続いて「不登校である」が61.5%、同率で「精神的な不安定さがある」というのが1位から3位を占めております。

29ページをご覧ください。「困窮家庭の子どもや保護者及びヤングケアラーに対する支援を行う中で、特に悩んだり困ったことはどのようなことですか。」とお尋ねしたところ、最も多かったのが、「支援したいが、その方法がよくわからなかった」で31.6%と最も多くなっております。「支援するための体制が整っていなかった」が続いて21.1%、3番目として「相談をつなげる機関がわからなかった」というのが17.5%となっております。

30ページをご覧ください。「困窮家庭の子どもや保護者及びヤングケアラーに対する支援を行う上で、連携している機関や団体などはありますか。」とお尋ねしたところ、最も多かったのが、「市子育て支援課」の57.9%、2番目が「教育委員会（青少年育成センター含む）」が40.4%、3番目として「小・中学校」という順位となっております。以上、簡単ですが、アンケート2種の概要発表を終えたいと思います。

～会長～

ありがとうございます。今回は「こども・若者に関する調査」、それから「社会資源調査」の結果詳細についてご報告いただきましたが、何かご意見等ございませんでしょうか。Webの調査で回収率21%、219件ですね。回収率というのはそこそこ悪くない結果ではないかなというふうに思うのですが、答えられた方の年齢層も10代から35歳以上ということで、今回、特に若者ですよね。20歳か10代後半からが入ると思うのですが、20歳以上の方たちについての質問等もありましたので、非常に興味深いというか、赤穂市にとっても初めての実態調査です。もちろんこちらに答えた方というのは、ある意味ではちょっと余裕があるという方かもしれないのですが、ご質問等よろしいでしょうか。

私から単純なことですけど、これは単純な集計ですが、例えばクロス集計を今後考えるということはありませんでしょうか。

～オブザーバー～

クロス集計に関しましては、例えばですね、ご自身の状況について、年齢とか仕送りしてもらっているかどうかとか、そういった個人属性については、全てこの集計は既にしております。あとは、深掘りしていくために、設問間クロスを事務局と相談させていただいている感じです。

～会長～

ありがとうございます。年齢ともう少し若者に特化した質問で、クロス集計などがあると、政策により具体的に反映できるのではないかなと思ったので質問させてもらいましたが、この会議の中で皆さんと話し合いの中で、この辺りの実態どうなんだろうとご意見が出てきたら、あるいは今日の後半、こども計画を進めていく中で、ここをもう少し知りたい、というところが出てきたら、そこでクロス集計をということが出るやもしれないと思っております。

他にご質問等よろしいでしょうか。それでは協議事項に移させていただきます。

3. 協議事項

(1) 赤穂市こども計画骨子（案）について

～会長～

赤穂市のこども計画の骨子案ということで、資料2-1と2-2について、まずは2-1について、事務局から説明をお願いします。

～事務局～

それでは、赤穂市こども計画骨子案について、ご説明いたします。

本日は、骨子案ということで、赤穂市こども計画の全体の構成についてと、計画の核となります基本理念や基本目標などの施策体系の部分についてご協議いただき、後日、本日の協議に基づいた、計画素案を作成し、次回の会議で素案について、ご協議いただきたいと思いますと考えております。

資料2-1をお願いいたします。赤穂市こども計画の法的根拠と施策方針です。計画の骨格となります基本理念、施策体系等についてご説明させていただきます。

こども計画については、「こども基本法」や「こども大綱」等に基づき、策定することとなっておりますが、これまでの会議の中で、こども基本法等の基本理念や方針といった詳細部分については、あまり説明ができておりませんでした。そのため、本日は、赤穂市こども計画の骨子をご提案させていただく前に、その根拠となる「こども基本法」や「こども大綱」などについて、ご説明させていただきたいと考えております。

それでは、こども基本法についてご説明いたします。3頁をお願いいたします。令和5年4月に施行されました「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に基づき、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

法第1条の目的では、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、こどもたちの心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を目指しています。また、こども政策の総合的な推進を目的としており、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこどもたちの意見の反映などが定められています。

法第9条では、国においてこども大綱を定めることとなっております。こども大綱は、こども施策に必要な事項のほか、「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、こども政策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものです。

「少子化社会対策大綱」については「希望出生率1.8」の実現に向け、男女が互いの生き方を尊重しつつ、結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見出せる社会をつくることを目標にしたものです。

「子ども・若者育成支援推進大綱」は、すべてのこどもと若者が居場所を得て、健やかな成長と活躍する社会の実現を目指して策定されております。

「子どもの貧困対策に関する大綱」は、貧困の連鎖を断ち切り、生まれ育った環境に左右されることなく健やかに育成される環境を整備することが明記されています。これらを一つにしたこども大綱ができることで、こども施策を幅広く総合的に推進できるようになります。

次に法第10条では、市町村は、「こども大綱」と「都道府県こども計画」を勘案して、「市町村こども計画」を策定することが、努力義務となっています。

2頁をお願いします。こども基本法第3条に6つの基本理念が示されています。これらは日本国憲法や児童の権利に関する条約を踏まえ定められています。基本理念の1から4については、児童の権利に関する条約の4原則であります「差別の禁止」、「生命、生存および発達に対する権利」、「こどもの意見の尊重」、「こどもの最善の利益」について、また、基本理念の5は、「こどもの養育環境の確保」、基本理念の6は、「子育ての社会環境を整備すること」が示されています。

4頁をお願いいたします。こども大綱についてです。こども大綱は、こども基本法が目指す社会の実現に必要な取組について示しています。こども大綱に最初に明記されているのは、目指すべき社会として「こどもまんなか社会」の実現についてです。こどもまんなか社会とは、こども基本法の第1条目的にもなっておりますが、「全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」を実現することです。「こどもまんなか社会」を目指す基本的な方針として、6つの方針が示されています。1つ目は「こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図る」、2つ目は「こども・若者や子育て当事者の意見を聴き、ともに進めていく」。3つ目は「ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援する」、4つ目は「良好な育成環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする」、5つ目は「若い世代の生活の基盤の安定と、結婚・子育てに関する希望の形成」、6つ目は「施策の総合性の確保と、官民連携の重視」です。

5頁をお願いいたします。こども施策に関する重要事項です。これは、「こどもまんなか社会」の実現のために取り組むべき、こどもの成長段階のライフステージに応じた事項、及び、子育て当事者への支援に関する事項を示しています。ここが、今回赤穂市こども計画を策定するにあたっての勘案すべき、特に重要な事項となっております。1の「ライフステージを通じた重要事項」については、こども・若者の権利について社会全体で共有することや、こどもの貧困や障がい児支援、児童虐待防止やヤングケアラー支援、こども・若者の自殺予防や犯罪から守る取組などについて示しています。2の「ライフステージ別の重要事項」については、ライフステージを3段階に分類し、1つ目は「こどもの誕生前から幼児期まで」とし、保健・医療の確保や、教育・保育・子育て支援サービス等の環境整備などについて示しています。2つ目の「学童期・思春期」については、学校教育の質の向上や、居場所づくり、心のケア、いじめや不登校対策等について示しています。3つ目の「青年期」については、大学等の高等教育の支援や、就労支援、結婚支援、ニートや引きこもりの状況にある若者への支援等について示しています。3の「子育て当事者への支援に関する重要事項」については、児童手当、医療費、授業料などの子育てに関する経済的支援や、一時預かり、ファミサポ等の地域子育て支援、共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの参画促進、並び

に、ひとり親家庭への支援について示しています。

6 頁をお願いします。こども施策を推進するために必要な事項についてです。次の3項目が示されています。1の「こども・若者の社会参画・意見反映」については、こども施策を策定、実施、評価するに当たっては、こどもの意見を幅広く聴取して反映させるための必要な施策を講ずることが、国や地方公共団体に義務付けられています。2の「こども施策の共通の基盤となる取組」については、「こどもまんなか」の実現に向けたEBPMが示されています。EBPMとは、政策目的を明確化したうえで合理的根拠に基づき、政策を立案することです。こども施策を推進する場合にも統計などの根拠に基づく、計画と評価が必要です。3の「施策の推進体制等」については、こども大綱では、こども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標が設定されており、目標を実現するための取組を、国として市町村として、そして社会全体として進めていく必要があります。

7 頁をお願いいたします。赤穂市こども計画の位置づけについてです。本計画の位置づけとしましては、国のこども大綱を勘案するとともに、この後説明いたします、こども未来戦略、こどもの居場所づくりに関する指針等を参考に、また、県が現在策定中の「次期ひょうご子ども・子育て未来プラン」を勘案した計画とし、また、「赤穂市総合計画」を上位計画として、「赤穂市健康増進計画」や「赤穂市障がい者福祉長期計画」等の「地域福祉計画」、また、「赤穂市教育振興基本計画」や「赤穂市男女共同参画プラン」との整合や連携を図りながら、赤穂市のこども・子育てに関する分野の部門別計画となるものです。

8 頁をお願いいたします。赤穂市こども計画の法的根拠についてです。現行の第2期子ども・子育て支援事業計画については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「次世代育成支援対策推進法」、及び、「子ども・子育て支援法」の3本の法律に基づく計画となっておりましたが、今回策定予定のこども計画については、現行の計画に加え、「こども基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」の2本の法律を加えた5つの法律に対応した、こども・子育てに関する総合的な計画となるよう策定する予定としております。

つづきまして、先ほど7頁でご紹介しました、こども大綱を後押しするための方針等についてです。

9・10 頁をお願いします。こども未来戦略についてです。令和5年12月22日閣議決定された方針ですが、いわゆる岸田総理の掲げる「次元の異なる少子化対策」ですが、「若者・子育て世代の所得を増やす」、「社会全体の構造や意識を変える」、「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」の3つの基本理念を掲げ、施策としては、児童手当の拡充、伴走型相談支援等による妊娠期からの切れ目のない支援、幼稚園・保育所等の職員配置基準の改善、こども誰でも通園制度の創設、育児休業を取りやすい環境にする構造改革などに取組み、少子化対策の加速化を図る内容になっています。

11・12・13 頁をお願いいたします。こどもの居場所づくりに関する指針についてです。こちらも令和5年12月22日閣議決定された方針となります。地域コミュニティの変化、児童虐待件数、不登校・自殺者数の増加など、こどもを取り巻く厳しい環境、価値観の多様化、こうした背景や課題が深刻化するなか、多様なニーズに応じた多様な居場所が必要となっています。このようななか、全てのこどもが、安心して過ごせる居場所づくり、どこにも居場所がないこども・若者への居場所づくり、こども・若者の特性に配慮した多様なニーズに合わせた居場所づくりなどについての指針となっています。

14頁をお願いいたします。「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちのビジョン）」です。これにつきましても、こども大綱と同じく令和5年12月22日閣議決定されております。

初めの100か月というのは、母親が妊娠してから幼稚園保育所小学校が接続したのちの小学1年生までの期間が概ね100か月ということで、この期間は、長い人生において、人格の基盤を築く重要な時期であります。この大切な期間について、こども基本法の理念に則った、こどもの権利と尊厳を守るなどの、5つのビジョンのもと、「こども大綱」や「こども未来戦略」を後押しし、こどもまんなか社会の実現を強力に促進しようとするものです。

15頁をお願いします。右側の図、「こどもまんなかチャート」をご覧ください。これは、先ほどの「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」の中の資料ですが、こどもを真ん中に考えたときに、直接的、間接的、あるいはその両方で、こどもの誕生前から幼児期まで、全ての人が具体的にどのような立ち位置で、こどもを支える当事者となり得るのかを見える化した図であります。この図のとおり、社会の全ての人が当事者となって、「こどもまんなか」という一貫した考え方の下で、こどもの育ちを保障していくことが望まれるといった基本的な考え方を示しています。

以上の法律や大綱、指針やビジョンを勘案しまして、16頁に本市のこども計画の施策体系の案を作成しました。

まず、基本理念を「すべてのこどもが健やかに育ち、幸せを実感できるまち赤穂」、サブタイトルを「未来を担うこどもたちのために」としました。これは、こども大綱が目指す、誰一人取り残さず、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる、「こどもまんなか社会」の実現を勘案し、本市が目指すまちづくりの将来像として基本理念とするとともに、サブタイトルの、「未来を担うこどもたちのために」については、こどもたちや、子育て当事者のために、地域や社会全体として、どのような支援ができるのか、また、こどもの成長をどのように後押しできるのかということをよく考えた上での計画であることを示したものです。

次に、基本目標ですが、これは「こども大綱」の「こども施策に関する重要事項」資料5頁と整合性が図れるような構成にしています。

まず、基本目標1「こどもの権利とひとしい育ちを保障するまち」です。これは、大綱の重要事項1の「ライフステージを通じた重要事項」に合わせています。施策の方向といたしまして、1「こどもの権利に関する理解促進」、2「こどもの貧困対策及びひとり親家庭への支援」、3「障がいのあるこどもへの支援」、4「児童虐待防止対策の推進」、5「こどもの命を守るための取組」の5項目としています。

次に、基本目標2「こどもを安心して産み育てられるまち」です。これは、大綱の重要事項2の「ライフステージ別の重要事項」の中の、「こどもの誕生前から幼児期まで」に合わせています。施策の方向といたしまして、1「安心して妊娠・出産・育児ができる支援」、2「子育て支援サービスの充実」、3「幼児教育・保育の質の向上」の3項目としています。

次に、基本目標3「こどもが心身ともに健やかに成長できるまち」です。これは、大綱の重要事項2の「ライフステージ別の重要事項」の中の、「学童期・思春期」に合わせています。施策の方向といたしまして、1「学校教育環境の充実」、2「豊かな心と健康なからだの育成推進」の2項目としています。

次に、基本目標4「若者が将来に希望を抱くことができるまち」です。これは、大綱の重要事項

2の「ライフステージ別の重要事項」の中の、「青年期」に合わせています。施策の方向といたしまして、1「若者の生活基盤の安定のための支援」、2「悩みや不安を抱える若者への支援」の2項目としています。

最後に、基本目標5「地域全体で子育てを応援するまち」です。これは、大綱の重要事項3「子育て当事者への支援に関する重要事項」に合わせています。施策の方向といたしまして、1「相談体制・情報提供の充実」、2「地域の子育て力と安全な生活環境の推進」、3「仕事と子育ての両立ができる環境整備」の3項目としています。

以上、赤穂市こども計画の根拠となる、「こども基本法」等の概要と、本計画の基本理念、基本目標を含む施策体系の案についての説明を終わります。

～会長～

ありがとうございました。ものすごい大きい国の話から、赤穂市のところまでぐっと一気に説明をしていただきましたので、赤穂市としてどんなこども計画を作っていくかというところ、最後に14ページのところを説明していただきました。説明していただいたように、こういった法的な根拠があるんだよ、残らずフォローしているよという感じで説明をしていただいたのですが、今のご説明、たくさんの資料で分かりづらいところもあったかと思いますが、ご質問ですとか、ご意見等ございましたら、お願いします。

私からですが、前の会議では説明あったかと思いますが、ここで「こども」ということについてもう一度ちょっと説明をしていただけませんかでしょうか。

～事務局～

資料3ページの目的第一条の一番下のところに「こども」の定義ということで、「年齢にとらわれず、年齢サポートが途切れないよう、心と体が発達の過程にある人」をこどもといいますということで、今回のこども計画の年齢ということになります。

～会長～

ここで「こども」と「若者」というのも出てきますが、これは何か区切りはありますか。

～事務局～

「こども」というのは一括りに成長段階にある「こども」ですが、「こども・若者」ということで、「若者」の定義というのが、こども大綱の先ほどの5ページのところ、ライフステージ別の重要事項のところに3段階に区切りがありますが、「中学校以上、15歳以上」という定義、「思春期から青年期」ということで青年期というのはおむね29歳までの方で、施策によっては40歳までの方ということで、「高校生年代から施策によっては39歳までの方」を若者と定義ということです。こども・若者というところでこどもと若者が重複するところがありますが、一応こども・若者と、若者がつきましたら、15歳から39歳までの方ということです。

～会長～

ありがとうございます。厳密に何歳ということとはできないが、目安としてこういう感じというこ

とで、39歳でもこどもと。ひらがなこどもということで、途上にある方。そんなこと言われたらみんな途上にあるよって言いたいです、こういうイメージで赤穂市こども計画のこども、この中に出てくるこどもというのは、そういうこどもとそれから若者ということが出てきても、ダブるところはあるが、そういうイメージで考えてほしいという、そういう理解でよろしいでしょうか。ということで皆さん何かご感想ですとか、ご意見等ございませんでしょうか。

～委員～

よろしいでしょうか。この調査結果の報告を受けた訳ですけど、何パーセントだったという見たら分かる感じの報告でした。この結果を受けて赤穂市としてどんな振り返りをしたのか、どんなことが見えてきてどんな考察をしたのかというところが、先ほどの説明で出てくるのかなと思ったんですけども、出てこなかったの、この調査結果はせっかくなさるの方がしてくれたものなので、この赤穂市のこども計画にどんなふう反映されるのかっていうのが見えてこなかったの、そのあたりをお聞きしたいのと、もう一点、16ページの赤穂市こども計画施策体系は、全部左側から文字が書かれていますので基本理念の主題の方が左側で副題が右側の方がいいのかなというふうに思いました。

～会長～

ありがとうございます。先ほどの調査結果報告書について、このこども計画施策の項目のあたりにも、どこか反映されているだろうなという期待をしつつお願いいたします。

～事務局～

今回の4つ調査を実施しましたが、それらの報告の結果に基づいた施策体系をするというのが前提です。しかし、現在のところまだ分析までには至っておらず、今後はこども計画の素案を確定する段階でそこから調査から見えてくる議題と課題をこの計画の中で示させていただきたいと考えております。今現在分析の途中ですので、もうしばらくお待ちいただけたらと考えております。この施策体系については、今後この体系を載せる場合は、ご意見のとおりとさせていただきます。

～会長～

他に質問ご意見等ございますでしょうか。なんとなく皆さま、今一つ釈然としないという顔をしている気もするのですけれども。

こども計画の施策全体の体系、大筋としては、国から降りてきたものをある程度まんべんなくしなければいけません。実際に中身をどういうふうにしていくかは、この次の資料、資料2のところにありますので、こちらを説明していただいてから、また、力を入れた方がいいと思われるところなどについてご意見いただければと思います。ということで、資料2-2の説明をお願いします。

～事務局～

資料2-2をお願いいたします。赤穂市こども計画の構成の案についてご説明いたします。

1頁をお願いいたします。計画全体の構成案です。案といたしまして、計画全体で6つの章立てを考えております。

まず、第1章は「計画の概要」です。計画の趣旨・背景、法的根拠、位置づけ、計画期間や体制についての項目です。

次に、第2章は「こども・若者や子育てを取り巻く現状」です。赤穂市の人口、世帯の状況、教育・保育施設等の状況、今回実施した調査結果の分析、現行計画の進捗等についての項目になります。

第3章は「計画の基本的な考え方」です。計画の基本理念、基本目標、施策体系といった、施策方針の概要についての項目になります。

第4章は「基本施策の推進」です。第3章の施策体系に基づき、具体的な施策を示す項目となります。

第5章は「事業量の見込みと確保方策」です。子ども・子育て支援法に基づいた、教育・保育並びに、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策についての項目となります。

第6章は「計画の推進体制等について」です。計画の点検・評価、人材育成、情報発信等、本計画の推進体制を示す項目です。

続きまして、2頁をお願いします。2頁以降は、各章ごとの概要の詳細となっておりますが、実際の計画案にこのまま記載するものではなく、あくまで概要を記載しておりますことをご了承ください。

第1章第1項は「計画策定の趣旨・背景」ということで、こども基本法が施行され、本市の現行計画に挙げていた施策だけでなく、ヤングケアラーや結婚支援といった、新たな課題に対応した計画を策定する必要があること、また、現行計画が、令和6年度で終わるため、新たな計画を策定する必要があることを説明しています。

第2項は「計画の法的根拠」について、次の頁、第3項は「計画の性格」についての項目です。

また、第4項「他の計画との整合」については、4頁をご覧くださいなのですが、市の総合計画を上位計画として、各地域福祉計画やその他の計画と連携・整合を図りながら、こども計画を推進していきます。といった内容を示す項目です。

また、第5項の「計画の期間」は、令和7年度から5年間の計画です。ということ。

第6項の「計画の策定体制」では、こどもや保護者などからアンケートによる意見聴取を行ったこと、子ども・子育て会議により計画案を検討し、パブリックコメントにより市民からの意見を反映することなどを示す予定としています。

続いて、5頁をお願いいたします。第2章、こども・若者や子育てを取り巻く現状」についてです。

まず、赤穂市の現状ということで、国勢調査等を参考に、第1項「人口の状況」では、人口ピラミッド、人口推移、こどもの人口、第2項「世帯の状況」では、世帯数と世帯人員の推移、第3項「その他の状況」では、年齢別未婚率の状況、女性の就業率等を予定しております。

次の頁、第4項「教育・保育施設の状況」では、教育・保育や、地域子ども・子育て支援事業の現在の状況について。

第5項「実態調査結果から見たこどもの状況」では、これまで実施してきた調査結果からの、各子育て施設の利用希望や、困窮世帯、ヤングケアラーについての分析、そこから見えてくる課題について記載する予定としています。

次に7頁をお願いいたします。第3章「計画の基本的な考え方」についてです。これにつきます

ては、資料２－１でご説明しました、本計画の基本理念、基本目標、施策体系までを説明する項目としています。

８頁をお願いいたします。これは、右側に現在の第２期子ども・子育て支援事業計画の施策体系を記載していますが、今回策定のこども計画の体系（案）とどう変更になったかを見える化した資料です。右側の現在の計画の各施策の方向からは、左側のこども計画（案）の施策の方向へ、全ての線がつながっておりますが、こども計画（案）の施策の方向の、一番上の、こどもの権利に関する理解促進、下から５番目の「若者の生活基盤の安定のための支援」、下から４番目の「悩みや不安を抱える若者への支援」については、新規の項目となっております。

９頁をお願いいたします。第４章「基本施策の推進」につきましては、施策体系に沿って、具体的な施策について記載することとしています。

第５章「事業量の見込みと確保方策」につきましては、全体構成のところでご説明しました通り、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について記載することとしています。

第６章「計画の推進体制等について」は、現行計画やこども大綱の推進体制などを参考に、子ども・子育て会議によるＰＤＣＡサイクルの考え方による、評価・点検方法などについて記載することとしています。その後ろに資料編として、策定経過、策定体制、こども計画に携わっていただきました、子ども・子育て会議の委員名簿等を記載する予定としています。

構成の案については、今後、計画素案を策定していくなかで、多少修正が加わる可能性がありますことをご理解いただきたいと考えております。以上で、赤穂市こども計画の構成案についての説明とさせていただきます。

～会長～

ありがとうございます。この会議の中で、まずはご意見それからご質問等、先に頂戴したいところがこちらの内容になるのかと思います。こども計画の全体像としては変更があるだろうと、変更するということはある程度前提ということで、自由にご質問、それからここはどうなのだろうかとか、こういうところについてということを出していただけたらと思います。全体的なことでも構いませんし、それから個別的なことでこれはどこに入るのかとか、これはここに入るのだろうかとか、これが足りないんじゃないだろうかということ、お気づきのことなど出していただけたらと思います。ご感想も含めてお願いします。

第１章は計画の概要ということで、全体的なところを、位置付けなどですね。具体的ところは、第２章のあたりから、私たちの生活に直結するところが出てくるのではないかと思います。

それでは私のほうからお伺いします。５ページのこどもの人口がありますが、これはどのあたり、どのような、こどもの人口をイメージしたらよろしいでしょうか。

～オブザーバー～

ここのところは変更する可能性はありますが、総人口は年齢３区分で０歳から１４歳、１５歳から６４歳、生産年齢６５歳以上という３区分にします。こどもの人口については０歳から１４歳について、１歳階級ごとに実績値と推計値をグラフ化したものをご提示したいというふうに思っております。

～会長～

ここは中学生までということ想定されているということですね。

0歳から全体の年齢で、赤穂市に住んでいらっしゃる年齢の3区分の比率ということなんですね。

～オブザーバー～

総人口のところは年齢3区分なんですけども、こどものところは0歳から14歳について1歳区分で出していきます。他の市町村では39歳までの他の視点から見たグラフを足してほしいという要望はありますので、一旦お見せして、必要となれば追加させていただきます。

～会長～

こどもの人口というところは、今話題になっている、発達途上にある人大体目安として39歳くらいということもありますので、それくらいまで出していただいてもいいんじゃないかな、という思いで今質問させていただきました。

6ページのところの5の「実態調査結果から見たこどもの状況」で、就学前と小学生の保護者までとありますが、他にも中学生とかこどもたちの実態調査をしたと思いますが、それはこの中には入っているのでしょうか。

～事務局～

この資料の中にはありませんので、こどものアンケート調査結果につきましては、ここに追加する形でさせていただきたいと考えています。

～会長～

せっかく調査してかなりの回答をいただきましたので、こどもの調査、それから保護者、それから若者の調査もどこかに入るんだろうなと思いながら、8ページあたりを見てここら辺に入るのかなと思いながら、特に基本目標4のあたりですかね。新規のところですが、「若者が将来希望を抱くことができるまち」赤穂市の調査だと希望を持てる持てないが、半々くらいだったということだったんですが、ぜひとも、こども・若者の方たちにはできたら希望を持っていたきたいなと思っているので、このあたり新規でもありますので、力を入れていきたいところだなと思っているところです。と同時に、新規の基本目標1の1「こどもの権利に関する理解の促進」というところで、ここでのこどもは若者も入るわけですね。若者というか、発達途上にある方々も含まれてということだろうと思いますので、こどもの権利条約、児童の権利条約をベースにしつつも、プラスアルファで多分児童だけじゃない、もう少し年齢層、年齢の幅を広めたところの権利ですね、人権に関わるところを書いていくんだろうなと期待したいと思っています

いかがでしょうか。ここにどんなことを書くのかという質問でもよいですが、それではよろしく願いいたします。

～委員～

基本目標2の「こどもを安心して産み育てられるまち」の3の「幼児教育・保育の質の向上」の

ところで、資料２－１でいただいた国の施策のこども未来戦略の１０ページの右側の中ほどに、「もっと安心してこどもを預けられる保育環境へ」というところで、２４年度から４，５歳児が３０対１から２５対１というのがあります。しかし今幼稚園の現状は３５対１の状態、一クラス３５人で、これは私が幼稚園の頃から変わってない状況です。より良い幼児教育・保育の質の向上というので、国の政策に向けて、少しでも一クラスの人数が減ってくれば、その分保育の質の向上ができるのではと、これを見て感じました。

～会長～

言っていたかなければ、私たちは知る余地もございませんでしたが、ありがとうございます。ぜひ、２４年度からとなっているので、幅があるとは言え幅があるんですが、赤穂市がそのような状態になっているというのは何か理由があると思うんですが、いかがでしょう。

～事務局～

こども育成課です。保育所と幼稚園を管轄している部署になります。今委員が言われた部分ですが、この部分に関しては、保育所が預かるときの人員配置のことを言っています。幼稚園の方の先生１人に対して何人のこどもというのは、また、文部科学省が定めている幼稚園設置基準で定められておりまして、今のところは１クラス３５人を原則とするということになっています。国のほうも３５人というのがどうなのかということで、それを例えば３０人に減らすとかそういうことは考えているみたいで、その実態調査も今来ているところですけど、これはまずは保育所の人員配置であるということを申し上げておきたいと思います。それとは別に、ここでいうところの質の向上というのは、やはり手厚く子どもたちを見るということは必要なので、国の基準がどうであるかということはさておき、赤穂市としてどういうふうにそこを考えていくのかということは必要なことだというふうに思っております。以上です。

～会長～

ありがとうございます。いかがでしょうか

～委員～

幼稚園と保育所の方でちょっと違うところもあって。ありがとうございます。

～会長～

とは言え心強い、赤穂市として検討していく、心づもりがあるよというようなご意見でしたのでぜひよろしく願いしたいと思います。

他いかがでしょうか。これはどうなのっていうようなところ、何かございましたか。また私から、すいません。

基本目標４だけには限らないと思うんですけども、ヤングケアラーといったときのヤングがどれくらいのことを言っているのか、ヤングだと思いますが。今ここで話題になっているこどもですね、児童生徒、それから若者発達の途上にある方々というのを想定していると思いますが、そうすると基本目標１のところの４「児童虐待防止対策の推進」の中に、３の取り組み内容に「ヤング

ケアラーへの支援」というのがありますが、おそらくここの若者も学校卒業してからも、もしかしたらそういう状態にあるという人がいるだろうと思われます。働きながら何か家族のケアをしているというのは、ヤングケアラーの中には入らない、該当しないかもしれないんですが、せっかく何か若者という新しい、それこそ途上にある人たちの、年齢の幅が広がったこどもを対象にしている計画ですので、どこかに若者の支援という、例えばヤングケアラーのところもそうですが。それから、次の5の「こどもの命を守るための取組」、4の「自立支援」というのも多分、ここ学生、生徒、であれば学校からのいろんな支援もあり得る、情報収集もできると思いますが、学校を離れてしまうと、なかなかそういったことの支援というのが難しくなるかもしれないなと思っています。

さらに基本目標4の「若者が将来に希望を抱くことができるまち」のところも、生活基盤の安定のための支援1ですね。雇用と就職と結婚とかということがあるんですが、若者の居場所についてのアンケートも取っていますので、ここにある基本目標4のところの施策の方向の1と2、その下のそれぞれの取り組み内容の①②、①という、それだけに限らずに、何か居場所とか若者が結婚だけじゃない、若者というとないついて結婚してこどもを産めみたい施策がいっぱいあって、若者もちょっとつらいよなって結婚しなくてもいいという人がかなりいる中で、このまちが好きだとか、こういう取り組みだとか、こういう活動しているから、まあいてもいいかなと。すごい好きだと思わなくても、まあいてもいいかなと思えたら、何かそのまちに対する愛情というか、愛着というか、何かやってみようかなっていうふうに、少しより一層元気になるんじゃないかな、というふうに思いますので、何か若者の居場所だとか活動とかそういったことへの支援ですね、就職の支援も必要、結婚の支援も必要、それから、もっとソフトウェアというか、若者同士あるいは年齢限定なく、そういう人たちのあるテーマについて集まってやる人たちへの支援というのはもちろん今もあるかと思いますが、そうしたNPOとか団体への支援、文化支援といったら、街づくり支援といったらいいのかちょっとわからないんですが、そういった何か他のところで、やってるかもしれないですが、そうした何か支援というのもあってもいいのではないかなという気がしています。せっかくの新規のことですので、他のところでやっている部署でやっているところであれば、そこと連携するとかですね、何かそういうことでもいいのではないかなと。あるいは大学とか高校とか学校との連携ということでもいいかなと思うんですが、そういうのがあってもいいのではないかなと感じがしています。すみません。私の感想だけで言っているんですが皆さまの方からいかがでしょうか、

～事務局～

先ほどのヤングケアラーについては、こども若者に関する調査の間47、48において調査しておりますので、高校生年齢以上の方でのヤングケアラーの対象も219名中3.2%ほどが自身がヤングケアラーということがありますので、そういったところはまたどういった施策ができるか分かりませんが、検討していく必要があるのかなと考えております。それとあとは基本目標4「若者が将来に希望を抱くことができるまち」の「悩みや不安を抱える若者やその家族への支援」ということで、なかなか赤穂市についてはNPO法人とかはないですが、ただ社会福祉課の方で「みんなの家」という居場所を開設する事業をやっております、引きこもりやニート等、青年期の世代の方の対応もしております。そういったことはこのこども計画には盛り込めたらと考えております。

～会長～

ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

～副会長～

アンケート結果ですが、家庭的にも裕福であったり、それほど問題がない学生とかがアンケートに書いてくれているのかなと思って、本当に悩みがあったりとか困っていたりとかの人たちの結果はここには現れていないので、そのあたりをどのように今後取り入れていくかですが、その中でも少人数の、例えば、調査結果報告書の19ページなんですけど、「どのような方法や手段であれば、自分の意見が伝えやすいと思うか」というところで、少人数ですが、「市長の対話」であるとか、「匿名で伝えることができる方法」とか、「市内の企業学校と連携して意見交換会のようなフォーラム」、これはぜひ取り入れられたらいいと思います。書かれている方の分をやっぱり大事にしながら、参考になるところを取り入れて今後に反映していただけたらいいと感じました。

～会長～

ありがとうございます。他のところでは、若者たちの意見を聞くワークショップをしたり、こどもたちのワークショップをしたり、企画しているところもありますので、今委員がいわれたように、ぜひこうした少数意見を取り入れて、取り上げて、ぜひ企画していきたいなと思います。ここにおられる委員の方たちに、皆さん十分ファシリテイトできる方だと思いますので、ぜひ施策の中に盛り込んでいただければと思っています。他ごまませんでしょうか。時間も長くなっておりますが、次回以降の予定としては、今回のご意見等をもとにして施策の具体的なところを盛り込んだ素案を作っていただいて、それについて議論協議するというところでよろしいですかね。

～事務局～

今後については、本日この施策体系を皆さんご協議いただきましたので、これに基づきまして施策等を付け加えて、またこの構成につきましても、ここから肉付けしまして次回に計画素案ということで、皆さんにご提示させていただきまして協議の方をお願いしたいと考えております。

～会長～

皆さまよろしいでしょうか

何か大幅な変更等がありましたら、ご相談することがあるのかもしれませんが、それほど大幅なことでなければ会長一任ということでお願いしたいと思います。

4. その他

～会長～

最後、皆さまから何かございますでしょうか。

今日は大きい話から小さいというわけではないですが、具体的などころまでかなりタイトな内容でしたのでなかなかご意見を出しづらいという状況だったかと思います。次回も何とぞよろしくお願いいたします。では事務局にお返しします。

～事務局～

会長どうもありがとうございました。それでは以上をもちまして令和6年度第2回赤穂市子ども・子育て会議を終了させていただきます。

次回第3回目については、11月頃を予定しております。次回の開催日時等についてはまた後日ご連絡させていただきたいと考えております。本日はどうもありがとうございました。

5. 閉会